

# 横須賀市中小企業制度融資「経済変動対策資金」

## 【セーフティネット4号（新型コロナウイルス）・セーフティネット5号（イ）関連】

横須賀市では、金融機関に資金を預け、中小企業者の事業に必要な資金を提供する「制度融資」を行っております。このうちの一つに業況の悪化等で影響を受ける中小企業者向けの資金として「経済変動対策資金」があります。

この度、新型コロナウイルス感染症による経済的影響で売上高等が減少している中小企業者<sup>※</sup>を対象に、当該資金を受ける場合に支払った信用保証料に対して市が全額補助し、支援します。  
※令和2年3月2日から6月30日までにセーフティネット4号または5号の認定を受けた中小企業者

### 1 ご利用いただける方（市制度融資「経済変動対策資金」お申し込みの要件）

ア 市内に事業所を開業し、同一事業の実績が1年以上の中小企業者（個人事業者を含む）

イ 中小企業信用保険法の保険対象業種に該当すること

※農林漁業、娯楽業の一部、金融業、宗教法人等のご利用になれません。

ウ 許認可及び登録を必要とする事業について、当該許認可及び登録を取得していること

エ 納期が到来している市税を完納していること

オ 市町村の行う「セーフティネット4号（新型コロナウイルス）」「セーフティネット5号（イ）」の認定を受けていること⇒裏面参照

### 2 「経済変動対策資金」の概要

資金用途	運転資金、設備資金		
融資限度額	8,000万円	貸付利率	1.8%以内
返済期間	10年以内(据置期間1年以内)		
担保	必要に応じて金融機関が定める		
連帯保証人	個人は原則不要、法人は代表者以外は原則不要		
信用保証	神奈川県信用保証協会のセーフティネット保証が必要		

### 3 信用保証料補助金（千円未満端数は切り捨て）

令和2年3月2日から6月30日までにセーフティネット4号または5号の認定を受けた中小企業者については、新たに支払った保証料に対して市が全額を補助します。

なお、上記期間外に認定を受けた中小企業者については、従前どおり保証料の50%を補助します（上限20万円）。

### 4 融資取り扱い金融機関（お申し込み・相談先）

横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、みずほ銀行、神奈川銀行、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫

※お申し込み後、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。審査の結果、融資が希望どおり実行されない場合もございますので、予めご了承ください。

◎「セーフティネット4号（新型コロナウイルス）」の認定要件

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比較して20%以上減少することが見込まれること。

◎「セーフティネット5号（イ）」の認定要件

国が指定する業種（業況の悪化している業種）を営み、最近3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していること。

なお、指定業種を営み、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※指定業種は中小企業庁のHPでご確認ください。また、四半期ごとに変更されますのでご注意ください。

◎認定に必要な書類

セーフティネット4号及び5号でそれぞれ書類が違います。申請書類は下記市HPよりダウンロードできます。

(URL)

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/shoshiki/4402\\_24505.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/shoshiki/4402_24505.html)



(お問い合わせ先) 横須賀市経済部経済企画課 TEL046 - 822 - 9523